

平成25年5月31日
第2493号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 平成25年度調理師試験の実施（259・健康推進課）…………… 1
- 平成25年度定期種畜検査成績の通報（260・畜産振興課）…………… 2
- 建設業の許可の取消し（261・秋田地域振興局総務企画部）…………… 4

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）…………… 5
- 土地改良区の定款変更の認可（秋田地域振興局農林部）…………… 5
- 土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部）…………… 5

教育委員会告示

- 教育委員会会議の開催（9・教育庁総務課）…………… 5

人事委員会規則

- 人事委員会規則11-1（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則…………… 5

公安委員会告示

- 交通誘導警備業務に係る検定の実施（56・生活安全企画課）…………… 6

告 示

秋田県告示第259号

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、次のとおり平成25年度調理師試験を実施するので、調理師法施行細則（昭和34年秋田県規則第34号）第2条第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年5月31日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成25年8月28日(水)午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場所

- ア 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁 正庁
- イ 秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎 大会議室
- ウ 秋田市山王四丁目2番3号 秋田県市町村会館 大会議室

2 試験科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論

3 受験資格

平成25年度調理師試験実施要領において定める。

4 受験申込みに必要な書類

(1) 受験願書 2部

(2) 添付書類

- ア 調理業務従事証明書 2部
- イ 卒業（修了）証明書又は卒業証書の写し 2部
卒業（修了）証明書に記載されている姓と現在の姓が異なる場合は、戸籍抄本を2部添付すること。
- ウ 写真
受験願書提出前6か月以内に脱帽、無背景で、上半身を正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもの 1枚
- エ 封筒 2通（受験票及び試験結果を封書で送付するため）
封筒は、他の受験書類と共に配付する。封筒には、郵便番号、住所及び氏名を明記すること。住所が勤務先の場合は、勤務先の名称も付記すること。

5 受験願書用紙の交付

(1) 期間

土曜日、日曜日を除き、平成25年6月24日(月)から同年7月12日(金)までの午前9時から午後5時まで

(2) 場所

秋田県内の各地域振興局福祉環境部（県保健所）、秋田市保健所

6 受験願書の受付

(1) 期間及び時間

土曜日、日曜日を除き、平成25年7月3日（水）から同月12日（金）までの午前9時から午後5時まで

(2) 場所

住所を所管する地域振興局福祉環境部（県保健所）とする。なお、秋田市の居住者は秋田市保健所とする。また、秋田県内に住所を有しない者にあつては、秋田県内の地域振興局福祉環境部（県保健所）とする。

郵送による願書提出は原則として認めない。

7 受験手数料

(1) 額

6,100円

(2) 納付方法

受験願書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 合格者の発表

平成25年9月17日(火)午前10時に秋田県庁前公告板、各地域振興局福祉環境部（県保健所）及び秋田市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に試験結果通知書を送付する。また、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」<http://www.pref.akita.lg.jp/>「健康・福祉」にも合格者受験番号を掲載する。

9 開示請求の受付

(1) 開示請求ができる者

受験者本人

(2) 開示内容

科目別得点及び総合得点

(3) 期日及び時間

土曜日、日曜日及び祝日を除き、平成25年9月17日(火)から同年10月16日(水)までの午前9時から午後5時まで
ただし、平成25年9月17日(火)は午前10時から午後5時まで

(4) 場所

秋田県健康福祉部健康推進課、各地域振興局福祉環境部（県保健所）

10 試験についての問合せ先

秋田県健康福祉部健康推進課（電話018-860-1422）、最寄りの地域振興局福祉環境部（県保健所）又は秋田市保健所まで

秋田県告示第260号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項本文の規定による平成25年度定期種畜検査の結果、次のとおり種畜証明書を交付した旨農林水産大臣から通報があつたので、同法第8条第2項の規定に基づき、公示する。

平成25年5月31日

秋田県知事 佐竹 敬久

種 畜 証明書 番 号	名 前	品 種	生年月日	検 査 成 績	飼 養 者 の 住 所 氏 名
			産 地		
10842568126	花錦 (日短本1635)	肉用牛 日本短角種	H22.4.23	1 級	秋田市中通六丁目7-9 秋田県畜産農業協同組合
			岩手県下閉伊郡岩泉町		
11231124831	紅金光 (日短本1565)	肉用牛 日本短角種	H18.3.12	1 級	秋田市中通六丁目7-9 秋田県畜産農業協同組合
			青森県下北郡東通村		
11241611079	道逢6	肉用牛	H19.10.9	1 級	秋田市中通六丁目7-9

	(日短本1568)	日本短角種	青森県上北郡七戸町		秋田県畜産農業協同組合
10208924603	辰桜	肉用牛	H19.3.23	1級	秋田市中通六丁目7-9
	(日短本1555)	日本短角種	岩手県下閉伊郡岩泉町		秋田県畜産農業協同組合
11207739625	銀義福	肉用牛	H17.1.22	1級	秋田市中通六丁目7-9
	(全和黑4869)	黒毛和種	秋田県大仙市		秋田県畜産農業協同組合
10208717793	光重球磨四	肉用牛	H19.7.14	1級	鹿角郡小坂町小坂字曲戸43-1
	(日あ繁殖169)	褐毛和種	熊本県宇城市		川下牛放牧組合
11180098696	来満糸平茂	肉用牛	H14.9.21	2級	鹿角市花輪字月竹沢50-2
	(全和黑13750)	黒毛和種	秋田県鹿角市		田中茂男
10842503158	金花福	肉用牛	H22.6.28	1級	大館市根下戸新町7-22
	(全和黑14866)	黒毛和種	秋田県秋田市		秋田北農業協同組合
10110845867	杉若丸	肉用牛	H17.8.26	1級	北秋田市花園町19番1号
	(全和黑原4910)	黒毛和種	秋田県由利本荘市		北秋田市市長
31305010001	ゼンノーデー02 11-4026 (日豚D種 DD03-Y506539)	豚 デュロック種	H23.12.14 岩手県岩手郡雫石町	2級	由利本荘市中俣字餅田49番地 全農畜産サービス株式会社 由利本荘SPF豚センター
	ゼンノーデーヒガン 12 3 04406 (日豚D 子DD03-A000233)	豚 デュロック種	H24.2.2 岩手県岩手郡雫石町		由利本荘市中俣字餅田49番地 全農畜産サービス株式会社 由利本荘SPF豚センター
31305010003	ゼンノーデーヒガン 12 3 04851 (日豚D 子DD03-A000129)	豚 デュロック種	H24.4.11 岩手県岩手郡雫石町	2級	由利本荘市中俣字餅田49番地 全農畜産サービス株式会社 由利本荘SPF豚センター
	ゼンノーデーヒガン 12 1 00690 (日豚D 子DD03-A000288)	豚 デュロック種	H24.7.12 岩手県岩手郡雫石町		由利本荘市中俣字餅田49番地 全農畜産サービス株式会社 由利本荘SPF豚センター
11185719107	松昭秀	肉用牛	H15.3.13	1級	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3
	(全和黑13860)	黒毛和種	秋田県大仙市		秋田県畜産試験場
11203426192	堅義	肉用牛	H16.4.20	特級	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3
	(全和黑原4720)	黒毛和種	秋田県大仙市		秋田県畜産試験場
10110631583	義平福	肉用牛	H18.4.17	特級	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3
	(全和黑原5055)	黒毛和種	秋田県雄勝郡羽後町		秋田県畜産試験場
11237916089	篤隼福	肉用牛	H19.10.8	1級	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3
	(全和黑原5219)	黒毛和種	秋田県大仙市		秋田県畜産試験場
11298459990	義安平	肉用牛	H22.8.30	1級	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3
	(全和黑原5568)	黒毛和種	秋田県大仙市		秋田県畜産試験場

11250815123	義花国 (全和黑14862)	肉用牛	H22.8.5	1級	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3 秋田県畜産試験場
		黒毛和種	秋田県大仙市		
11298467162	藤磨呂79 (全和11子受卵 秋黒1298467162)	肉用牛	H23.2.5	1級	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3 秋田県畜産試験場
		黒毛和種	秋田県大仙市		
11334653078	義平清 (全和11子受卵 秋黒1334653078)	肉用牛	H23.6.21	1級	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3 秋田県畜産試験場
		黒毛和種	秋田県雄勝郡羽後町		
11338537404	源氏91 (全和11子受卵 秋黒1338537404)	肉用牛	H23.6.14	1級	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3 秋田県畜産試験場
		黒毛和種	秋田県大仙市		
11338538371	名韻154 (全和11子受卵 秋黒1338538371)	肉用牛	H23.7.7	1級	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3 秋田県畜産試験場
		黒毛和種	秋田県仙北市		
11213303902	奥茂晴 (全和黑14199)	肉用牛	H17.3.5	1級	大仙市大曲花園町1-1 大仙市長
		黒毛和種	青森県上北郡七戸町		
10120388675	安平茂勝1 (全和黑原5015)	肉用牛	H18.7.11	2級	仙北市西木町上荒井字古堀田172 伊藤 則夫
		黒毛和種	島根県鹿足郡津和野町		
11298470810	洋晴勝 (全和黑原5584)	肉用牛	H23.5.9	2級	大仙市大曲福見町9-23 平鹿仙北種雄牛組合
		黒毛和種	秋田県大仙市		
10202581178	篤福 (全和黑原5054)	肉用牛	H18.7.2	1級	北秋田市花園町19番1号 北秋田市長
		黒毛和種	秋田県仙北市		

秋田県告示第261号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年5月31日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 処分をした年月日
平成25年5月21日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
合資会社東北高分子工業
秋田市仁井田目長田三丁目2番5号
代表社員 佐久間 進
秋田県知事許可（般-24）第9521号
- 3 処分の内容
管工事業及び塗装工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成25年5月21日付けで管工事業及び塗装工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年5月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請のあった年月日

平成25年5月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人本荘由利教育会館

3 代表者の氏名

石 川 淳

4 主たる事務所の所在地

由利本荘市表尾崎町17番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、教育文化講演会や楽しく生活に役立つ知識を得られる講習会等の事業を行い、地域の教育文化の振興と社会教育の推進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、八郎潟土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年5月23日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年5月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大仙市大曲土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年5月22日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年5月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

教 育 委 員 会 告 示

秋田県教育委員会告示第9号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成25年5月31日

秋田県教育委員会委員長 猪 股 春 夫

1 日時

平成25年6月3日午後2時

2 場所

教育委員会委員室

3 案件

- (1) 秋田県産業教育審議会委員の任命について
- (2) 秋田県社会教育委員の任命について
- (3) 秋田県立博物館協議会委員の任命について
- (4) 秋田県立近代美術館協議会委員の任命について
- (5) 秋田県教育関係職員互助会に関する規則を廃止する規則案について
- (6) その他

人 事 委 員 会 規 則

人事委員会規則一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年五月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

規則一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表第一能代市本庁の項中「参事、収納対策室長」を「参事、防災危機管理室長、収納対策室長」に改め、同表能代

市出先機関の項中「給食センター」	「所長」及び	「体育館」	館長	を削り、同表大館市出先機関の項中
		能代商業高等学校	校長、教頭、事務長	
		常盤小学校	施設長	
		及び常盤中学校		
		学校地域連携施設		

「課長、主幹、課長補佐」を「主幹、支所長補佐」に改め、「図書館」館長、館長補佐」を削り、同表由利本荘市本庁の項中「所長」を「所長、国民文化祭実行委員会事務局長」に改め、同表由利本荘市出先機関の項中「鳥海診療

所「所長、事務長」を	「保育園」	「鳥海診療所」	所長、事務長	に改め、同表藤里町本庁の項中「会計課」会計管理者、課長」を「
		幼稚園	園長	
		「会計管理者」		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第56号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により公示する。

平成25年5月31日

秋田県公安委員会委員長 柴田 寛彦

1 検定を実施する警備業務の種別及び級並びに実施日時及び場所

(1) 学科試験

種別及び級	実施日時	実施場所
交通誘導警備業務2級	平成25年9月6日（金） 午前9時30分から午前11時まで	潟上市飯田川下虻川字井戸沢41番地 八郎潟ハイッ

(2) 実技試験

学科試験の合格者に対して、次のとおり実技試験を行う。

種別及び級	実施日時	実施場所
交通誘導警備業務2級	平成25年9月27日（金） 午前9時30分から午後4時まで	潟上市飯田川下虻川字井戸沢41番地 八郎潟ハイッ

2 定員

30人（先着順に受け付け、定員になり次第締め切る。）

3 受検資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 秋田県内に住所を有する者
- (2) 秋田県外に住所を有し、かつ、秋田県内の営業所に所属している警備員

4 受検申請手続

(1) 申請受付期間

平成25年7月22日（月）から同月26日（金）までの午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

申請者の住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類等

- ア 検定申請書 1通

- イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚
- ウ 秋田県内に住所を有する者は、住所を疎明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写し等）又はその者が秋田県内に所在する営業所に所属していることを疎明する書面（営業所所属証明書）のいずれか1通
- エ 秋田県外に住所を有し、かつ、秋田県内の営業所に所属している警備員にあっては、当該営業所に所属していることを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通
- オ 代理人が提出する場合は、本人からの委任状 1通

(4) その他

検定申請書の提出は、申請者又はその委任を受けた代理人によることとする。

5 手数料

14,000円

検定申請書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。ただし、検定申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合には、手数料は返還しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署で受検申請受理後に交付する。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験に合格しなかった者については、平成25年9月27日(金)の実技試験を行わない。また、実技試験においても、試験の途中に合格点に達しないこととなった者に対しては、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 検定当日の受付時間は、午前9時から午前9時20分までとする。

(2) 検定受検時の携行品及び服装

ア 学科試験

受検票、筆記用具及び試験を受けやすい服装とすること。

イ 実技試験

(ア) 受検票、警笛、室内用の靴及び屋外用の靴を持参すること（雨天時は雨合羽を持参すること。）。

(イ) 服装は、警備業に従事している者は、制服、制帽（ヘルメット可）とし、その他の者は、運動帽と作業服等活動しやすい服装とすること（ジャージ、Tシャツは不可）。

(3) 検定についての不明な点は、秋田県警察本部生活安全企画課営業指導係（電話018-863-1111、内線3043）に問い合わせること。